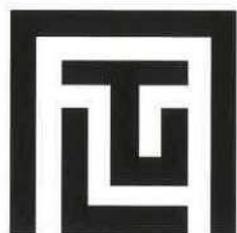


取引・証明に使える「はかり」

取引・証明行為に使用する「はかり」は『検定証印』または『基準適合証印』のいずれかが付されており、なおかつ、市町村が2年に1度行う定期検査に合格した「はかり」でなければなりません。

検定証印

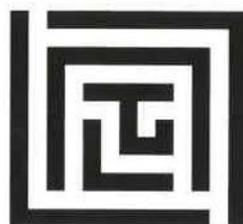


2021. 4

▲
検定年月(2021年4月)

公的機関が、法令で定める基準に適合するかどうかをチェックし、合格した計量器に付されます。

基準適合証印



2021. 4

▲
検定年月(2021年4月)

指定製造事業者が、自社の製品について公的機関と同等の基準で検査し、合格した計量器に付されます。

定期検査に合格した「はかり」

大阪市の定期検査に合格した「はかり」は、合格年月を表示した定期検査済証印(合格シール)を見やすいところに貼付します。

▲
定期検査年月(2021年4月)



取引・証明に使えない「はかり」

※「家庭用  の表示のあるはかり」や「取引・証明以外用のはかり」など、

「検定証印・基準適合証印」のない「はかり」は取引・証明に使うことはできません。

くらしを支える確かな計量

お問い合わせ先

大阪市計量検査所

大阪市港区田中3-1-126

☎06(6577)5888

R100

百紙配合率100%再生紙を使用しています
白色度は70%です

「取引・証明」とは？

計量法により、「取引・証明」に使われているはかりは、2年に1度の定期検査が義務づけられています。

そこで、「取引・証明」に該当するはかりとはどのようなものなのか、具体的な例をあげますので該当される方は必ず定期検査を受けて下さい。

「取引」とは？

取り扱っている商品を「はかり売り」しているもの（100gあたり〇〇円など商品の重さ（目方）によって値段を決めているもの）をいいます。

■具体的な例

【一般販売店】

- 精肉店、鮮魚店、青果店、食品スーパーなど食料品関係で重さ（目方）をはかって商品を販売しているはかり。

【製造工場など】

- 製造工場などで製品を製造し、内容量（又は正味量・NET）の表記をして出荷、販売をしている場合。
- 依頼主から製品の加工等を行い、その製品の重さ（目方）によって加工賃を受け取る場合。

【病院、薬局など】

- 医薬品などを調剤し、重さ（目方）で第三者に手渡している場合。

【その他】

- 宅配便の取次ぎをしているコンビニエンスストアなど、重さ（目方）によって料金を受領する場合。

「証明」とは？

はかりが示した重さ（目方）を書類などに記載し、公にまたは第三者に表明することをいいます。

■具体的な例

- 学校など児童等の体重を国の統計（学校保健統計調査）に使用する体重計。
- 医療機関で健康診断の体重測定に使用するはかり。

「取引」「証明」について（計量法第2条より抜粋）

- 取引とは有償であると無償であるとを問わず、物又は役務の給付を目的とする業務上の行為をいう。
- 証明とは公に又は業務上他人に一定の事実が真実である旨を表明することをいう。